

市民のプライバシーを侵害する 捜査機関による捜査照会の中止を求めます

2019年5月28日

呼びかけ団体(順不同)

共謀罪 NO ! 実行委員会/秘密保護法」廃止へ！実行委員会/許すな！憲法改悪・市民連絡会/ピースポート/平和フォーラム/日本消費者連盟/国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン/秘密保護法対策弁護団/共謀罪対策弁護団/共通番号いらぬネット/日本国民救援会 / 平和を実現するキリスト者ネット/平和をつくり出す宗教者ネット

検察庁が、約300の企業などのリストをつくり、捜査照会を利用し、個人情報取得していることが明らかになりました。リストには、航空、鉄道など交通関係の会社、コンビニ、スーパー、家電販売店、携帯電話会社などさまざまな企業名がのっています。このリストが、警察の協力のもとにつくられたことから明らかなように、捜査機関全体が、捜査関係事項照会（以下「捜査照会」と略）を利用し、個人情報取得しています。捜査照会は、裁判所のだす令状は必要なく、捜査機関が自由におこなうことができる制度です。

私たちは、捜査機関が捜査照会を利用した、市民の個人情報取得を直ちに中止するとともに、立法府が市民のプライバシーを守るために、捜査照会制度のあり方を含め、抜本的検討をおこなうよう強く求めます。

刑事訴訟法は、捜査照会について、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を受けることができる」（197条2項）と規定しています。これにより、捜査機関は裁判所のだす令状もなく、市民の個人情報をもつ会社、自治体、団体などから、対象者の情報をえることができます。同制度は任意処分であり、企業や自治体は、捜査機関の要請を断ることもできますが、捜査機関の強い圧力によって協力をせざるを得ない状況にあります。

捜査照会と搜索・差し押さえ令状の違いをみれば、いかに捜査照会に問題があるかは明白です。

捜査機関が裁判所から搜索・差し押さえ令状をとるためには、氏名、罪名、有効期間などを記載し、またその必要性を示す資料を添付し、申請しなければなりません。しかし、捜査照会では特定の犯罪の容疑などが示されるわけではなく、「捜査のための必要がある」とするだけで簡単に市民の個人情報をとることができます。第三者のチェックがなく、悪用、乱用が簡単にできる制度です。

かつて、警察官が、家族の日常をさぐるために、捜査照会を私的に利用していたことが明らかとなり、大問題になりました。

現在、この捜査照会をめぐる、問題が噴出しています。

刑事訴訟法は、1948年に制定されました。当時は、パソコン、インターネットなどは存在していませんでした。捜査員は、市民の情報を個人情報を持つ会社や自治体などを訪問し、または電話する、郵送するなどをして取得してきました。取得できる情報は、制限されたものでした。

ところが、パソコン、インターネットのすさまじい発展のなかで、個人の交友関係、経済状況、思想・信条、生活パターン、行動履歴まで詳細な情報を集められるようになり、捜査機関は捜査照会を利用し、こうした個人情報を簡単に手に入れることができるようになりました。

メディアで報道された T カードは、約6800万の人が使い、提携先の企業は昨年11月段階で185社、店舗数は約99万にのぼるといわれています。捜査機関は、捜査照会で T カードだけからでも利用者のさまざまな情報を取得できます。ほかの事業者からも個人情報を取得すれば、その該当する市民の日常生活をガラス張りにできます。これは、恐るべきプライバシーの侵害です。しかも、情報を取得された市民には何の連絡もありません。これでは市民は自分のプライバシーを守ることができません。約70年前に制定された刑事訴訟法の捜査照会は、IT 社会に対応するものではありません。

それは、この間、世界、日本のプライバシー保護の動きをみても明白です

昨年、欧州で GDPR (EU 一般データ保護規則) が発効しました。GDPR は GAFA (フェイスブック、グーグルなどの巨大 IT 企業) の個人情報独占、勝手な利用などを規制し、市民のプライバシーの保護を大きな目標にしています。日本は EU から個人情報を移転するために、移転しても対応できるという個人情報保護の水準の「充分性認定」を受けましたが、その際、EU から「捜査照会」について問題ではないかという指摘を受けています。

日本の個人情報保護法は2015年に改正されましたが、本人の同意なしに取得してはならないとされる、人種、信条、病歴、前科などの「要配慮個人情報」について、特に保護の必要性を強調しています。捜査照会による個人情報の取得をおこなえば、機微情報と言われる「要配慮個人情報」の取得も可能です。令状もなく、「捜査の必要」というだけで、「要配慮個人情報」を取得するなどということはあってはなりません。

更に、一昨年最高裁大法廷は裁判所の令状もなく容疑者の車に GPS を取り付け、位置情報を取得する捜査手法に対して、個人のプライバシーを侵害するものであり、違法とする画期的な判決をだしました。捜査照会を利用した個人情報取得は、様々な個人情報を様々な企業などから網羅的にとらえることで、市民の個人情報をガラス張り化し、市民のプライバシーを保障する憲法13条に違反し、違法です。

以上の理由により、私たちは、市民のプライバシーを侵害する捜査機関による捜査照会を利用した情報の恣意的な取得を直ちに中止するよう強く求めます。